

公文書監察室の設置に関する訓令

〔平成30年8月30日〕
〔内閣府訓令第27号〕

最終改正 令和4年内閣府訓令第1号

(設置)

第1条 内閣府本府に、公文書監察室（以下「監察室」という。）を置く。

(任務)

第2条 監察室は、独立公文書管理監の職務を助け、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の施行に関する事務のうち同法第9条第3項及び第4項の規定による報告及び資料の徴収並びに実地調査に関する事務（同法第8条第2項の同意及び同条第4項の規定による求めに関するものを除く。）並びにこれらの措置の結果に基づいて行う同法第31条の規定による勧告に関する事務を行う。

(組織)

第3条 監察室に、室長、次長、参事官、企画官及び所要の室員を置く。

- 2 室長は、監察室の事務を掌理する。
- 3 室長は、独立公文書管理監をもって充てる。
- 4 次長は、室長を助け、監察室の事務を整理する。
- 5 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 6 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案を行う。

(補則)

第4条 この訓令に定めるもののほか、監察室の内部組織に関し必要な事項は、内閣府本府の内部部局及び沖縄総合事務局の内部組織に関する訓令（平成13年内閣府訓令第1号）第24条の規定にかかわらず、室長が、大臣官房長に協議の上、定める。

附 則

この訓令は、平成30年9月3日から施行する。

附 則（令和4年1月25日訓令第1号）

この訓令は、令和4年1月26日から施行する。